

特別養護老人ホームしがそせい苑

重要事項説明書

様

1. 施 設 経 営 法 人	2
2. 施 設 の 概 要	2
3. 居 室 の 概 要	3
4. 職 員 の 配 置 状 況	4
5. サ ー ビ ス の 概 要	5
6. 利 用 料 金	8
7. サ ー ビ ス 計 画 の 作 成	15
8. 施 設 利 用 の 注 意 事 項	15
9. サービス利用に当たっての禁止行為	16
10. ケ ガ 、 病 気 に つ い て	17
11. 入 居 中 の 医 療 の 提 供 に つ い て	17
12. 緊 急 時 の 対 応 方 法 に つ い て	19
13. 契 約 の 終 了 に つ い て	19
14. 非 常 災 害 対 策 に つ い て	21
15. 秘 密 保 持	21
16. 衛 生 管 理	21
17. 事 故 発 生 時 の 対 応 に つ い て	21
18. 個 人 情 報 の 保 護 に つ い て	21
19. 記 録 の 整 備	22
20. 身 体 拘 束 の 禁 止	22
21. 苦 情 受 付 に つ い て	23
22. 施 設 サ ー ビ ス の 評 価	23

1. 施設経営法人

- ① 法人名： 社会福祉法人 永山会
- ② 法人所在地： 京都府京都市伏見区下鳥羽但馬町 150 番地
- ③ 電話番号： 075（605）1026
- ④ 代表者氏名： 理事長 津田 知宏
- ⑤ 設立年月： 平成 6 年 11 月

2. 施設の概要

〔施設の種類〕

指定介護老人福祉施設

平成15年3月1日指定 (滋賀県 第2570700282号)

〔施設の目的〕

老人福祉法及び介護保険法の理念と目的に基づき、要介護状態にある高齢者の有する能力に応じて、可能な限り自律した日常生活を営むことが出来る様に支援し、高齢者の文化的生活を保障することを目的として、その日常生活を営むのみ必要な居室及共用スペースなどの提供を行います。

〔施設の名称〕

特別養護老人ホーム しがそせい苑

〔施設の所在地〕

滋賀県守山市水保町2650-1

〔建物の構造〕

鉄筋コンクリート 地上4階建の2・3階部分

〔建物の延べ床面積〕

5990.75㎡

（短期入所生活介護）

平成15年 3月 1日指定 滋賀県第2570700282号（定員20名）

（通所介護）

平成15年 3月 1日指定 滋賀県第2570700282号（定員30名）

(居 宅 介 護 支 援 事 業 所)

平成15年11月 1日指定 滋賀県第2570700282号

[電 話 番 号]

077 (585) 7878

[F A X 番 号]

077 (585) 7870

[施 設 長 (管 理 者)]

ちしろ よしひこ

千 代 宜 彦

[当 施 設 の 運 営 方 針]

“ 明るく・楽しく・美しく ”

私たちは、

明 る い 笑 顔

楽 し い 暮 ら し

美 し い 心

です。ごします。

[開 設 年 月]

平成15年 3月 1日

[入 所 定 員]

80名 (1ユニット10名・8ユニット)

[併 設 事 業] ※当施設では、次の事業を併設して実施しています。

(ケ ア ハ ウ ス)

平成15年 3月 1日指定 滋賀県第2570700282号

3. 居室の概要

- 当施設では以下の居室、設備をご用意しています。
居室は、全室個室です。(2階・3階 合わせて80室。各居室に洗面設備有り)
- 浴室は、一般浴・リフト浴・特殊浴 の3種類です。
- 共同生活室は8箇所です。(共同生活室ごとに便所2箇所設備)
- 機能回復訓練室・医務室を1階に設けております。
- 上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備等です。

[居室の変更]

入居者から居室変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定

します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上決定するものとします。

4. 職員の配置状況

- 当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況]

2025 年 5 月 1 日時点

職 種	内 容	配 置 人 数
1. 施設長	施設の職員の管理及び、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います	1 名（兼務）
2. 介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者 に対して適切な介護を行います	43 名 （常勤換算数 32 名）
3. 生活相談員	利用者及び家族の必要な相談に応じるととも に、適切なサービスが提供されるようサービス 調整、他機関との連携を行います	1 名
4. 看護職員	利用者の看護、健康管理、保健衛生業務及び医 師の診察補助を行います	9 名（兼務） （常勤換算数 6.02 名）
5. 機能訓練指導員	利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営 むのに必要な機能回復、機能維持に必要な訓 練、指導を行います	2 名（兼務）
6. 介護支援専門員	利用者の施設サービス計画を作成する為に、原 案作成や必要な調査等の業務を行います	1 名
7. 医師	利用者の健康管理、保健衛生指導及び療養上の 指導を行います	2 名（嘱託）
8. 管理栄養士	栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好並びに 適時適温を考慮した食事の提供を行います	1 名
9. 歯科衛生士	歯科医師の指示のもと、口腔衛生状態の管理（ 利用者個々の口腔内の状態把握、口腔ケア、口 腔ケア方法について介護職員へ指導・助言）を 行います	2 名（常勤換算数 0.6 名）
10. 調理員	食事の提供に必要な調理を行います	業務委託
11. 事務員	事業所の維持・運営に必要な事務を行います	3 名（兼務）

* 職員の配置については、指定基準を満たしています。

[主な職員の配置状況]

職 種	勤 務 体 系
医 師	週 2 回（月・金） ⇄ 14:00～17:00

介 護 職 員	A 早 出 ⇐	6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
	B 早 出 ⇐	7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
	日 勤 ⇐	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	遅 出 ⇐	1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
	夜 勤 ⇐	2 1 : 4 5 ~ 6 : 4 5
生 活 相 談 員	日 勤 ⇐	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
看 護 職 員	日 勤 ⇐	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介護支援専門員	日 勤 ⇐	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
管理栄養士	日 勤 ⇐	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
機能訓練指導員	日 勤 ⇐	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

5. サービスの概要

- 当施設では、入居者に対して以下のサービス提供をします。

[介護保険給付対象サービス]

入所サービス計画（ケアプラン）に基づき、介護計画を作成しサービスを提供します。

① 入所時サービス

- * 入所当初に施設での生活に慣れて頂く為に、様々な支援を行います。

② 食事の介護及び栄養管理

- * 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- * 入居者の状態に応じた適切な栄養ケア計画を作成します。
- * 食事の準備・介助を行います。
- * 食材料費と調理コスト相当額については実費負担となります。
- * 入居者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝 食：8：00～ 昼 食：12：00～ 夕 食：18：00～

※食事時間については、入居者の体調及びご希望に応じて随時検討します。また食事の場所についても同様にします。

③ 排泄の介護

- * 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 入浴の介護

- * 入浴又は清拭を週2回以上行います。

- * 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することもできます。
- * 体調あるいは入浴拒否により入浴できない際もあります。無理強いは出来ませんのでご了承ください。

⑤ 健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。
- 入所時健診および年 1 回定期健診を受けていただきます。
- 薬は施設内の医務室で管理します。

⑥ 機能訓練

- 入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の訓練、またはその減退を防止するために生活リハビリとしての訓練を実施します。

⑦ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを整えていきます。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行われるように援助します。
- 地域の行事などへの参加、外出の機会などを確保していきます。

⑧ ターミナルケアについて

- 看取りに関する指針に基づき、入居者、家族の意向を尊重し、同意を得ながら看取りを行います。
- その際、医師・看護師・その他職員と 24 時間の連絡体制をとり、支援いたします。

[介護保険の給付対象外サービス]

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用

- 入居者に提供する食事の食材料及び調理にかかる費用です。
- 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1 日あたり）の負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料）

- 施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料を負担していただきます。介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（1 日当たり）の負担となります。
- 外泊・入院等で居室を空けておく場合も居住費はいただきます。

③ おやつ

- 当苑からおやつを提供することができます。(P. 11)

④ 理髪・美容

- 理容師の出張によるサービスを利用していただくことができます。(P. 11)

⑤ レクリエーション、クラブ活動、(実費) (P. 11)

- 入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- 契約時にクラブ活動の参加の有無を確認させて頂き、その後随時契約内容の変更を受け付けています。
- 月 1 回コーヒー喫茶を開催しております。(200 円/杯)

⑥ 電気代 (P. 11)

- 入居者の居室で使用される電化製品(テレビ、冷蔵庫、電気あんか、電気毛布等)については所定の料金を頂きます。
- 使用時には届出を提出してください。

⑦ 複写物の交付 (P. 11)

- 入居者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

⑧ 証明書の発行 (P. 11)

- 入居者の求めに応じて証明書を発行させていただきます。

⑨ 日常生活費

- 法で定められた金額をいただきます。
- 洗濯は施設にて行います。但し、ウール製品、皮製品等、特殊な衣類に関しては、ご家族若しくは外部業者にご依頼ください。また、洗濯が必要でない等の利用料金の減額はありません。
- おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。
- その他の日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものについてはそれらにかかる費用をご負担いただきます。

⑩ 居室料

- 法で定められた金額をいただきます。
- 入居者が、契約終了後も居室を明け渡していただけない場合等は本来の契約終了日から、現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をいただきます。
- 1 日につき：サービス利用料金(100%)の最高額をいただきます。

⑪ 外出等について

- 遠方（片道 2 時間以上）の病院受診、理容、美容、買い物等で送迎等が必要な場合は実費をいただきます。但し、職員体制上、ご要望にお応え出来ないこともあります。
- 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までに説明します。

6. 利用料金

[介護給付サービスによる料金]

- 入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）
- 入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

[その他の介護保険の給付対象とならないサービス]

① 食事提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	月額 30 日分	通 常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		(第 4 段階)	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階 ①	第 3 段階②
食事の提供に 要する費用	43,350 円	1 日 1,445 円	1 日 300 円	1 日 390 円	1 日 650 円	1 日 1,360 円

- 重要事項説明書 5－（3）に定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

② 居住（滞在）に要する費用（光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費)）

居住（滞在） に要する費用	月額 30 日分	通 常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第 4 段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
ユニット型個室	61,980 円	2,066 円	880 円	880 円	1,370 円

- 外泊や入院された場合でも、居室を短期入所生活介護に提供された場合を除き、居住費はお支払いいただきます。
- 第 1、第 2、第 3 段階認定者----- 1 日目からは 1 日あたり上記段階別負担
- 第 4 段階以上については、1 日目から 1 日あたり 2,066 円

[その他 介護保険給付付サービス加算]

初 期 加 算	1 日 30 単位	新規の入所、または1 か月以上の入院から戻られる場合 の30 日間に加算
入 院 外 泊 時 費 用	1 日 246 単位	2 泊以上の入院または外泊時に加算 (ひと月に6 日を限度)
療 養 食 加 算	1 回 6 単位	医師が発行する食事箋に基づき、疾病治療の直接の手段 として療養食を提供している。療養食の提供が管理栄養 士または、栄養士により管理されている場合に加算
個 別 機 能 訓 練 加 算 (Ⅰ)	1 日 12 単位	常勤の理学療法士等を1 名以上配置し、入居者毎に個別 機能訓練計画を作成し他職種共同での計画的な機能訓 練を行っている場合に加算
個 別 機 能 訓 練 加 算 (Ⅱ)	月 20 単位	上記の加算(Ⅰ)を算定している入居者につき、個別機能 訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、機能訓練等を適 切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用する加算。
経 口 維 持 加 算	(Ⅰ) 月 400 単位 (Ⅱ) 月 100 単位	摂食機能障害があり誤嚥が認められる入居者に対して、 医師・看護師・歯科衛生士・管理栄養士・介護士等の専 門職が共同で食事の観察や会議等を行い、経口による継 続的な食事の摂取が進められるための経口維持計画を 作成した場合に加算
褥瘡マネジメント加算	月 3 単位	入居者ごとの褥瘡発生に係るリスクについて、モニタリ ング指標を用いて少なくとも3 月に1 回評価を行い褥 瘡ケア計画を作成した場合に加算
科学的介護推進加算(Ⅰ)	月 50 単位	入居者ごとの心身の状況などに係る基本的な情報を厚 生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す 場合に加算
自 立 支 援 促 進 加 算	月 280 単位	医師が6 月に1 回、医学的評価の見直しを行い、多職種 が共同して支援計画を作成。3 月に1 回支援計画を見直 す場合に加算
排せつ支援加算(Ⅰ)	月 10 単位	看護師が3 月に1 回、要介護状態の軽減の見込みにつき 評価を行い、多職種が共同して支援計画を作成。3 月に 1 回支援計画を見直す場合に加算

A D L 維持等加算（Ⅱ）	月 60 単位	6 ヶ月に 1 回 A D L 値を測定し、厚生労働省に提出する加算。
再入所時栄養連携加算	退院時 1 回 200 単位/	施設の管理栄養士が入院する医療機関を訪問し、医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養ケア計画を作成する加算。
退 所 時 情 報 提 供 加 算	250 単位 /回	入所者が入院した時に医療機関に情報提供した場合に算定される。
安 全 対 策 体 制 加 算	(入所時に) 1 回 20 単位	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算。
看 護 体 制 加 算（Ⅰ）	1 日 4 単位	常勤の看護師を 1 名以上配置する体制による加算
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	月 110 単位	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の内容を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たり当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算。
夜 間 職 員 配 置 加 算	1 日 18 単位	基準を上回る夜勤職員の配置を行った際の加算
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の 13.6% (所定単位数＝基本及び加算サービスの単位数の合計)

利用料金表

特別養護老人ホームしがそせい苑
【1割負担の場合】

2025年4月1日改訂
(1ヵ月30日あたり)

ご契約者の要介護度	1	2	3	4	5
a) サービス利用料	206,427円	227,994円	251,101円	272,976円	294,235円
b) 夜間職員配置加算	5,545円	5,545円	5,545円	5,545円	5,545円
c) 褥瘡マネジメント加算	30円	30円	30円	30円	30円
d) 科学的介護推進加算(Ⅱ)	513円	513円	513円	513円	513円
e) 個別機能訓練加算(Ⅰ)	3,697円	3,697円	3,697円	3,697円	3,697円
f) 個別機能訓練加算(Ⅱ)	205円	205円	205円	205円	205円
g) 自立支援促進加算	2,875円	2,875円	2,875円	2,875円	2,875円
h) 排せつ支援加算(Ⅰ)	102円	102円	102円	102円	102円
i) ADL維持等加算(Ⅱ)	616円	616円	616円	616円	616円
j) 看護体制加算(Ⅰ)	1,232円	1,232円	1,232円	1,232円	1,232円
k) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円

(1単位あたり、“10.27 円”)

l) 1ヶ月あたりの利用料	222,371円	243,938円	267,045円	288,920円	310,179円
n) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) l×0.136	30,242円	33,176円	36,318円	39,293円	42,184円

m) 介護サービス費 (l+m)	252,613円	277,114円	303,363円	328,213円	352,363円
o) サービス利用に係る自己負担額 m-(m×0.9)	25,261円	27,711円	30,336円	32,821円	35,236円
p) 食費	1,445円 (朝食:400円 昼食:550円 夕食:495円)				
q) 居住費(滞在費)	2,066円				
r) 食費・居住費合計(30日) (p+q)×30	105,330円	105,330円	105,330円	105,330円	105,330円
s) 自己負担額合計(30日) (o+r)	130,591円	133,041円	135,666円	138,151円	140,566円

※安全対策体制加算として入所時に1回のみ21円が加算されます。
上記の自己負担額合計が、所得に応じて下記の通り軽減されます。

食費・居住費は30日の合計

負担限度額認定者	1	2	3	4	5
第1段階 (食費・居住費)	35,400円	35,400円	35,400円	35,400円	35,400円
(自己負担額合計)	60,661円	63,111円	65,736円	68,221円	70,636円
第2段階 (食費・居住費)	38,100円	38,100円	38,100円	38,100円	38,100円
(自己負担額合計)	63,361円	65,811円	68,436円	70,921円	73,336円
第3段階① (食費・居住費)	60,600円	60,600円	60,600円	60,600円	60,600円
(自己負担額合計)	85,861円	88,311円	90,936円	93,421円	95,836円
第3段階② (食費・居住費)	81,900円	81,900円	81,900円	81,900円	80,100円
(自己負担額合計)	107,161円	109,611円	112,236円	114,721円	115,336円

その他ご希望によるサービスの料金

おやつ代	実費(150円/1日)
クラブ参加費・行事材料費	実費
理美容代	実費
電気代	33円/日(テレビ、冷蔵庫、電気毛布等)
複写代	10円/枚
証明書代	300円/枚(証明印毎)

利用料金表

特別養護老人ホームしがそせい苑
【2割負担の場合】

2025年4月1日改訂
(1ヵ月30日あたり)

ご契約者の要介護度	1	2	3	4	5
a) サービス利用料	206,427円	227,994円	251,101円	272,976円	294,235円
b) 夜間職員配置加算	5,545円	5,545円	5,545円	5,545円	5,545円
c) 褥瘡マネジメント加算	30円	30円	30円	30円	30円
d) 科学的介護推進加算(Ⅱ)	513円	513円	513円	513円	513円
e) 個別機能訓練加算(Ⅰ)	3,697円	3,697円	3,697円	3,697円	3,697円
f) 個別機能訓練加算(Ⅱ)	205円	205円	205円	205円	205円
g) 自立支援促進加算	2,875円	2,875円	2,875円	2,875円	2,875円
h) 排せつ支援加算(Ⅰ)	102円	102円	102円	102円	102円
i) ADL維持等加算(Ⅱ)	616円	616円	616円	616円	616円
j) 看護体制加算(Ⅰ)	1,232円	1,232円	1,232円	1,232円	1,232円
k) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円

(1単位あたり、“10.27 円”)

l) 1ヶ月あたりの利用料	222,371円	243,938円	267,045円	288,920円	310,179円
n) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1×0.136	30,242円	33,176円	36,318円	39,293円	42,184円

m) 介護サービス費 (l+m)	252,613円	277,114円	303,363円	328,213円	352,363円
o) サービス利用に係る自己負担額 m-(m×0.8)	50,523円	55,423円	60,673円	65,643円	70,473円
p) 食費	1,445円 (朝食:400円 昼食:550円 夕食:495円)				
q) 居住費(滞在費)	2,066円				
r) 食費・居住費合計(30日) (p+q)×30	105,330円	105,330円	105,330円	105,330円	105,330円
s) 自己負担額合計(30日) (o+r)	155,853円	160,753円	166,003円	170,973円	175,803円

※安全対策体制加算として入所時に1回のみ21円が加算されます。

その他ご希望によるサービスの料金

おやつ代	実費(150円/1日)
クラブ参加費・行事材料費	実費
理美容代	実費
電気代	33円/日(テレビ、冷蔵庫、電気毛布等)
複写代	10円/枚
証明書代	300円/枚(証明印毎)

利用料金表

特別養護老人ホームしがそせい苑
【3割負担の場合】

2025年4月1日改訂
(1ヵ月30日あたり)

ご契約者の要介護度	1	2	3	4	5
a) サービス利用料	206,427円	227,994円	251,101円	272,976円	294,235円
b) 夜間職員配置加算	5,545円	5,545円	5,545円	5,545円	5,545円
c) 褥瘡マネジメント加算	30円	30円	30円	30円	30円
d) 科学的介護推進加算(Ⅱ)	513円	513円	513円	513円	513円
e) 個別機能訓練加算(Ⅰ)	3,697円	3,697円	3,697円	3,697円	3,697円
f) 個別機能訓練加算(Ⅱ)	205円	205円	205円	205円	205円
g) 自立支援促進加算	2,875円	2,875円	2,875円	2,875円	2,875円
h) 排せつ支援加算(Ⅰ)	102円	102円	102円	102円	102円
i) ADL維持等加算(Ⅱ)	616円	616円	616円	616円	616円
j) 看護体制加算(Ⅰ)	1,232円	1,232円	1,232円	1,232円	1,232円
k) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円	1,129円

(1単位あたり、“10.27 円”)

l) 1ヶ月あたりの利用料	222,371円	243,938円	267,045円	288,920円	310,179円
n) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) $l \times 0.136$	30,242円	33,176円	36,318円	39,293円	42,184円

m) 介護サービス費 (l+m)	252,613円	277,114円	303,363円	328,213円	352,363円
o) サービス利用に係る自己負担額 $m - (m \times 0.7)$	75,784円	83,134円	91,009円	98,464円	105,709円
p) 食費	1,445円 (朝食: 400円 昼食: 550円 夕食: 495円)				
q) 居住費(滞在費)	2,066円				
r) 食費・居住費合計(30日) $(p+q) \times 30$	105,330円	105,330円	105,330円	105,330円	105,330円
s) 自己負担額合計(30日) $(o+r)$	181,114円	188,464円	196,339円	203,794円	211,039円

※安全対策体制加算として入所時に1回のみ21円が加算されます。

その他ご希望によるサービスの料金

おやつ代	実費(150円/1日)
クラブ参加費・行事材料費	実費
理美容代	実費
電気代	33円/日(テレビ、冷蔵庫、電気毛布等)
複写代	10円/枚
証明書代	300円/枚(証明印毎)

〔社会福祉法人による利用者負担軽減制度〕

市民税非課税の方で一定条件を満たす生計の困難な方が対象となっています。

〔高額介護サービス費〕

同一世帯における利用料が次の自己負担額（月額で食費・居住費などを除いたもの）を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として払い戻しされます。事前申請により施設で代理請求する受領委任払いがご利用できます。

対象となる方	平成 29 年 7 月までの負担の上限（月額）	平成 29 年 8 月からの負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400 円（世帯）	44,400 円（世帯）※
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円（世帯）	44,400 円（世帯）＜見直し＞ ※同じ世帯のすべての 65 歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が 1 割の世帯に年間上限額（446,400 円）を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円（世帯）	24,600 円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）※
生活保護を受給している方等	15,000 円（個人）	15,000 円（個人）

※（世帯）とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、（個人）とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

〔利用料金のお支払い方法〕

料金・費用は、1 ヶ月毎に計算し、ご請求しますので翌月末日までにお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

* 指定銀行（滋賀銀行）からの自動口座振替（口座振替手数料は自己負担）

* しがそせい苑事務所（窓口）で現金にてお支払い

※ 土曜日・日曜日・年末年始（12／31～1／3）を除く 9：00～17：00

* 請求書同封の所定口座にお振り込み（振込手数料は自己負担）

7. サービス計画の作成

- ① 介護支援専門員は施設サービス計画の作成もしくは変更に関する業務を担当します。
- ② 施設サービス計画の作成もしくは変更に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者がその希望する生活を行うに際して、入居者が現に抱えるニーズを明らかにし、入居者が自律した日常生活を営むことが出来るように支援するうえで改善すべき課題を把握します。
- ③ 入居者及びその家族の希望、入居者について把握された改善すべき課題に基づき、入居者に対するサービスの提供に当たる他の職員と協議の上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画もしくは変更の原案を作成します。
- ④ 施設サービス計画もしくは変更の原案を、入居者に対して説明し、同意を得ます。
- ⑤ 施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的にを行い、施設サービス計画の実施状況の把握を行います。また、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行います。

8. 施設利用の注意事項

- 当施設のご利用に当たって、施設に入所されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。
- ① 持ち込みの制限
入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
 - * 生もの、ペット、危険物（刃物等）、高額な物、その他、他の利用者のご迷惑となる物
 - * 電気製品等の持ち込みについてはご相談下さい。
 - * 入居者の個人管理のお金の管理、金額の把握は出来ません。紛失した場合も一切責任がおえません。万一の紛失時に備えて、衣類・生活用品等の持ち物には、目立たない所に全て名前を油性マジックで記入して下さい。
 - ② 面 会（感染状況により一部制限を設ける場合があります）
 - * 面会時間 9：00～20：45
 - * 最低1ヶ月に1回は面会にお越し下さい。
 - * 来苑時は、事務所にて必ず面会簿にご記入下さい。
 - * なお、来苑される場合、生ものの持ち込みはご遠慮下さい。
 - * 食事療法等を行っている方もいらっしゃいますので他の入居者へのお心遣いをご遠慮下さい。
 - ③ 外出、外泊（感染状況により一部制限を設ける場合があります）
 - * 体調によっては外出、外泊出来ない場合があります。
 - * 外出、外泊をされる場合は事前にお申し出下さい。記入していただく書類があります。
 - * 但し、外泊については、最長で月7日間（外出日、帰苑日を含む）とさせていただきます。また、付き添いのない外出は安全上、認められません。

④ 食事

- * 食事が不要な場合は、前日の午前 10 時までにお申し出下さい。

⑤ 施設・設備の使用上の注意

- * 居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- * 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚した場合には、入居者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- * 入居者に対するサービスの実施および安全衛生上の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について十分配慮を行います。
- * 他の入居者や当施設の職員に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑を及ぼすような行為を禁止します。

⑥ 喫煙・飲酒

- * 施設内は全面禁煙です。
- * 飲酒については入居後、入居者の身体状況を含め検討させていただきます。飲酒にあたっては医師の確認を必要とします。

9. サービス利用に当たっての禁止行為

・入居者や職員に対する以下の（著しい迷惑な）行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

（例）物を投げつける、叩く、蹴る、唾を吐く、服を引きちぎる等

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

（例）怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する、差別（的な言動）をする、嫌がらせをする等

③ セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

（例）必要もなく手や胸を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す等

④ その他の禁止行為

長時間の電話、頻回な電話、理不尽な要求、特定な職員への攻撃

（例）深夜にわたる電話、1 時間に数回の電話、転倒させないで欲しい等

- ⑤ ご遠慮いただきたい行為
個人的な贈り物、個人的な勧誘等
(例) 個人的な差し入れ、プレゼントを渡す、イベント等に招待する等

10. ケガ、病気について

- ① 介護に際して職員は細心の注意をはらっていますが、予測し得ない事故が起こることがあります。そのような場合には責任は負えません。
(例)
- 歩行できない人がベッドから降りようとして転落する。少しの段差により転倒し骨折する。
 - 少しの段差により転倒し骨折する。
 - 状態に合った食事を提供しているにも関わらず、喉に詰まらせるなどして誤嚥する。
- ② 集団生活上、風邪等の感染の問題が起こり得ます。その際は面会中止とさせていただく場合があります。
- ③ 残存機能を維持し、レベルアップをはかるため個別のプログラムを立て援助を行いますが、加齢に伴い家族の希望に添えないような機能低下や認知症状が発生することもあります。

11. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

当施設職員による送迎・付き添いが必要な場合はご相談下さい。また、他医院で処方された薬は、必ず医務室にご持参下さい。

[協力医療機関]

[医療機関の名称] 済 生 会 守 山 市 民 病 院 [所 在 地] 滋 賀 県 守 山 市 守 山 四 丁 目 1 4 - 1 [診 療 科] 内科・呼吸器科・小児科・外科・整形外科・ 形成外科・皮膚科 泌尿器科・脳神経外科・眼科・リハビリテ ーション科・放射線科	[医療機関の名称] 滋 賀 県 立 総 合 病 院 [所 在 地] 滋 賀 県 守 山 市 守 山 五 丁 目 4 - 3 0 [診 療 科] 血液腫瘍内科・免疫内科・腎臓内科・整形 外科・呼吸器外科 泌尿器科・外科・耳鼻咽喉科・放射線診断 科・歯科口腔外科・糖尿病内分泌科・神経 内科・消化器内科・形成外科・心臓血管外 科・婦人科 皮膚科・放射線治療科・病理診断科・老年 内科・眼科・循環器内科 呼吸器内科・乳腺外科・脳神経外科・精神 科・麻酔科・緩和ケア科
[医療機関の名称] 淡 海 医 療 セ ン タ ー [所 在 地] 滋 賀 県 草 津 市 矢 橋 町 1 6 6 0 番 地 [診 療 科] 内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・神経 内科・小児科・皮膚科 アレルギー科・外科・整形外科・リウマチ科・ 脳神経科・耳鼻咽喉科 泌尿器科・心臓血管外科・麻酔科・放射線科・ リハビリテーション科 眼科 [医療機関の名称] 淡 海 ふ れ あ い 病 院 [所在地] 滋 賀 県 草 津 市 矢 橋 町 1 6 2 9 - 5 [診療科] 内科・外科・腎臓内科・脳神経外科 耳鼻咽喉科・歯科（往診）	[医療機関の名称] 済 生 会 滋 賀 県 病 院 [所 在 地] 滋 賀 県 栗 東 市 大 橋 二 丁 目 4 - 1 [診 療 科] 内科・外科・脳神経外科・整形外科・心臓 血管外科・循環器科 耳鼻咽喉科・産科・婦人科・泌尿器科・眼 科・皮膚科・小児科 心療内科・消化器科・リウマチ科・リハビ リ科・形成外科・麻酔科 放射線科

12. 緊急時の対応について

職員は、当施設でサービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかにあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を図ります。その他の緊急時には必要な対応を図ります。

13. 契約の終了（施設退所）について

- 当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくことになります。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が、自立又は要支援、要介護 1・2 と判定された場合
(入居者が平成 27 年 3 月 31 日以前から苑に入所している場合、本号は適用されません。但し、特例入所の対象となる場合は該当しません。)
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 施設が介護保険の指定取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入居者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

〔入居者からの退所の申し出〕

契約の有効期間であっても、入居者からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届け出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即座に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 入居者が入院された場合
- ④ 事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは職員が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑦ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

[事業者からの契約解除の申し出]

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴など重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者のサービス料金の支払いが正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して、3 ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入居者が他の介護保健施設に入所した場合

[円滑な退所のための援助]

入居者が当施設を退所する場合には入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況やおかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設などの紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

[入居者が病院などに入院された場合の対応について]

医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

- ① 入院の場合、居室はショートステイの居室として利用させて頂く場合があります。
その期間は居住費を負担して頂く必要はありません。
- ② 3 ヶ月以内の入院の場合
3 ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に戻る事ができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金（自己負担額）をご負担いただきます。
- ③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

14. 非常災害対策について

- ① 非常災害に関する具体的計画（消防計画）に基づき、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出及び消火訓練を行い災害時に備えています。

15. 秘密保持

- ① 職員は、正当な理由がなくその事実上知り得た入居者、及びその家族等の秘密を漏らしません。また事業者は、漏らさない為に必要な措置を講じます。
- ② 事業所の職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- ③ 指定居宅支援事業所に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により入居者の同意を得ます。

16. 衛生管理

- ① 入居者が使用する食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努めます。また、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 医薬品及び医療用具の管理は適切に行います。
- ③ 感染症の発生に備え、感染管理委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備します。感染症の発生を確認した場合には、早急に感染症の拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。なお、月に 1 回感染管理委員会を開催します。

17. 事故発生時の対応について

- ① 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者家族及び市町村、滋賀県、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害について事業者は速やかにその損害を補償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について入居者に故意又は過失が認められる場合には入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

18. 個人情報の保護について

事業者は入居者の個人情報使用について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

入居者及びその家族等の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

[使用期間]

施設サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

[使用する目的]

- 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 入居者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- 行政の開催する評価会議
- 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

[使用する事業者等の範囲]

入居者が関係する保険医療、福祉サービス事業者の全て
行政等監査機関、第三者評価機関

[条件]

- 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して、使用しない。また、入居者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

19. 記録の整備

- ① 事業者は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行います。
- ② 入居者に対する介護等の提供に関する記録を整備し、求められれば記録の開示を行います。又、その完結の日から2年間保存します。

20. 身体拘束の禁止について

入居者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為は行いません。但し、入居者または他の入居者等の生命・身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等拘束する場合があります。この場合でも、入居者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めます。

21. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情総括責任者 社会福祉法人 永山会 総苑長 宮川哲子
- 苦情受付責任者 施設長 千代宜彦
- 苦情受付窓口 相談員 山元芳美・介護支援専門員 深田菜穂子
- 第三者委員 斎藤恵、今井薫
- 受付時間 平日 9：00～17：00 （勤務上不在の際もあります。）

また、提案箱を各フロアに設置しています。

② 行政機関その他の苦情受付機関

- | | |
|---|-------------------|
| ☐ 守山市役所介護保険課 | TEL： 077（582）1127 |
| ☐ 野洲市役所高齢福祉課 | TEL： 077（587）6074 |
| ☐ 草津市役所長寿福祉介護課 | TEL： 077（561）2362 |
| ☐ 栗東市役所長寿福祉課 | TEL： 077（551）1940 |
| ☐ 大津市役所高齢福祉介護課 | TEL： 077（528）2741 |
| ☐ 滋賀県国民健康保険団体連合会 | TEL： 077（510）6605 |

22. 施設サービスの評価

管理者は自ら施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図ります。

年 月 日

指定介護老人福祉施設のサービス内容について重要事項の説明を行い、重要事項説明書を交付致しました。

特別養護老人ホーム しがそせい苑

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、本書面の交付を受けました。

本人 住所

氏名

印

主介護者 住所
(代理人)

氏名

印

続柄